

国民年金だより

令和7年度版

目次

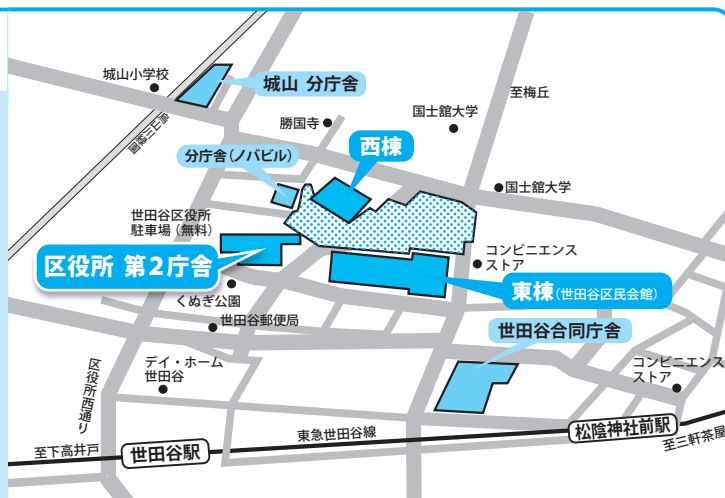
年金制度	P. 2
任意加入（高齢・国外）	P. 2
保険料・納付方法	P. 3
保険料の免除・猶予・学生納付特例	P. 4～5
老齢基礎年金	P. 6～7

障害基礎年金・特別障害給付金	P. 8
遺族基礎年金・第1号被保険者への独自給付	P. 9
区役所・年金事務所以外の相談窓口等	P. 10
マイナポータルからの手続き・窓口案内	P. 11
こんなときはお届けを忘れずに	P. 12

世田谷区役所 国民年金係

〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
第2庁舎2階24番
世田谷線「松陰神社前駅」または
「世田谷駅」徒歩5分
電話 **03-5432-2356**（直通）
FAX 03-5432-3051
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

世田谷区本庁舎等整備工事中
（工事のため、駐車可能台数に限りがあります。）



日本年金機構 世田谷年金事務所 電話①・②共通 03-6844-3871（代表）

①年金の適用関係の届出・保険料の納付相談等

世田谷年金事務所

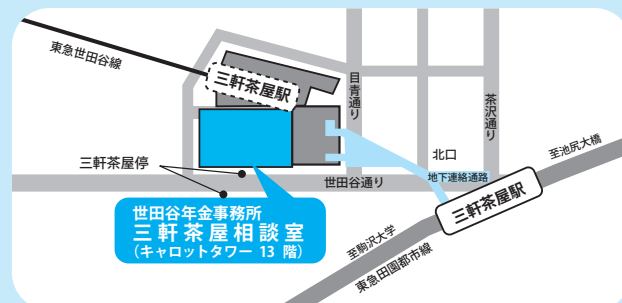
〒154-8512
世田谷区世田谷1-30-12
（世田谷線「上町駅」または「世田谷駅」徒歩5分）
※専用駐車場はありません
FAX 03-6844-3872



②年金給付に関する相談・請求等の手続き

世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室

〒154-0004
世田谷区太子堂4-1-1キャロットタワー13階
（田園都市線または世田谷線「三軒茶屋駅」1～3分）
※専用駐車場はありません
FAX 03-3421-1147



<https://www.nenkin.go.jp/>（日本年金機構）

来訪相談のご予約（三軒茶屋相談室のみ）

年金相談および年金請求等の手続きは、事前のご予約をお願いします。
※お電話のときは、基礎年金番号のわかる書類をご準備ください。

【予約受付専用電話】0570-05-4890（ナビダイヤル）

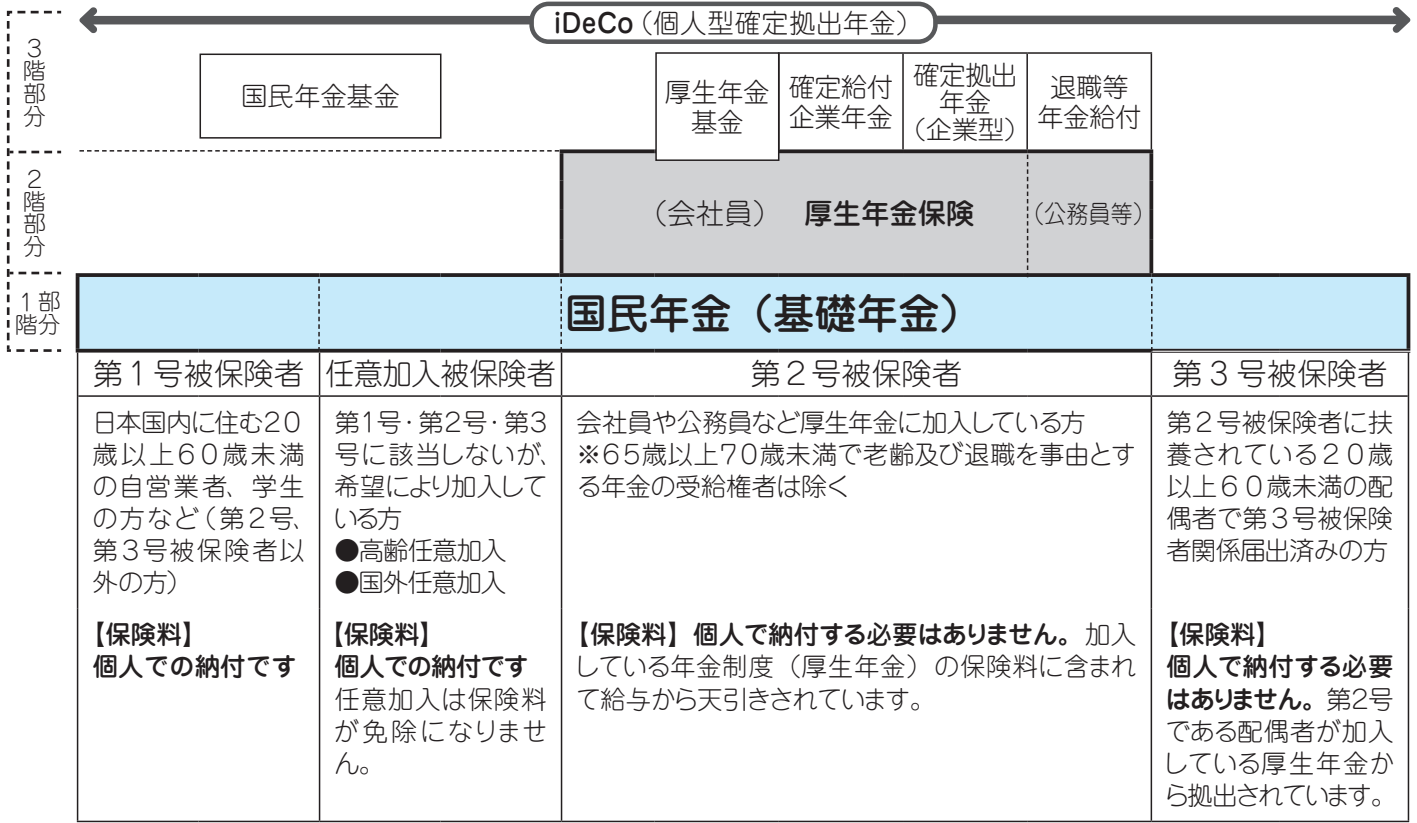
※050で始まる電話でおかけになる場合は03-6631-7521（一般電話）
【受付時間】月～金曜日（平日）8:30～17:15（土日祝日、年末年始をのぞく）



年金制度

国民年金は、**日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方**が加入して一人ひとりが共通の基礎年金（老齢・障害・遺族など）を受けられるように国が運営している社会的な支えあいの制度です。日本国内に住む住民登録のある外国籍の方も対象です。

年金制度の構造図



退職などで厚生年金を喪失した際や、第3号（扶養）を喪失した際は第1号への加入手続きが必要です。また、海外から転入した際も加入手続きが必要になります。必要書類や手続き窓口などについては（P.11、12）をご覧ください。

任意加入

加入・喪失はお申出日からです

【高齢任意加入（特例高齢任意加入）】

受付開始は60歳の誕生日の前日からです。

原則、口座振替となります。（受付窓口はP.12参照）

●日本に住む60歳以上65歳未満の方（第2号被保険者・老齢基礎年金受給者を除く）で、老齢基礎年金の受給資格期間（120月）を満たしていない方や、受給額を満額（480月）に近づけたい方は65歳まで任意で加入することができます。

●65歳到達時に受給資格期間を満たしていない方は、特例として70歳までの間で受給資格ができるまで任意加入することができます（昭和40年4月1日以前生まれの方に限ります）。

【国外任意加入】日本国籍の方が対象です。

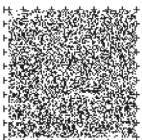
●国外に居住し、住民登録を国外へ転出届出済の20歳から65歳までの方は、任意で加入することができます。国外居住中も任意加入することで、老齢基礎年金を増額することや、障害基礎年金等の受給資格を確保することができます。

65歳到達時に受給資格を得られない方は、特例高齢任意加入を申し出てください。

すでに国外に居住されている方で、代理の方が届出をする場合は、委任状が必要です。

❖ご本人の最終住民登録地が世田谷区で、日本在住のご親族が協力者の場合：加入申出先⇒**世田谷区役所**

❖ご本人の最終住民登録地が世田谷区で、協力者を立てない場合：加入申出先⇒**世田谷年金事務所**



保 険 料

令和 7 年度（令和 7 年 4 月分～令和 8 年 3 月分）

定額保険料 1 か月 17,510円
令和6年度16,980円 令和5年度16,520円

付加込保険料 1 か月 17,910円

納付についてのお問い合わせ先は世田谷年金事務所です

各月の保険料の納付期限は翌月の末日です。ただし、納付できるのは納付期限の2年後までです。障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給には、納付期限内の納付が大切です（P. 8・9 参照）。

付加込保険料とは？ 1 か月 4 0 0 円の付加保険料を上乗せして納付するものです。納付すると将来老齢基礎年金を受給するとき、付加年金が上乗せされます。（受給額の計算は P. 6 参照）

※付加保険料は申出をした月の分から納付できます。遡ることはできません。また、辞退の申出をすることもできます。

※国民年金基金（P. 5 参照）と併用できないため、国民年金基金に加入している方は申込みできません。

※ iDeCo と併用する場合は、iDeCo 掛金限度額に影響します。詳しくは各金融機関へお問い合わせください。

納付方法

納付書での納付…………… 日本年金機構から届く納付書で、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・電子納付（Pay-easy）・スマートフォンアプリで納付してください。**区役所では納付の受付や納付書発行を行っておりません。**

口座振替…………… 預貯金通帳・金融機関届出印・基礎年金番号通知書または年金手帳をお持ちのうえ、金融機関または世田谷年金事務所でお手続きください（電子申請も可。P11 参照）。申請から約2か月後に、日本年金機構から口座振替開始通知が届きます。

クレジットカード納付 …… 申し込みは世田谷年金事務所です。手続き完了後日本年金機構から、クレジットカード納付開始通知が届きます。

詳しくは日本年金機構のホームページ（1 ページ参照）をご確認ください。

納付額・割引額一覧（令和 7 年度定額分）

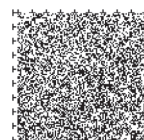
納付方法	口座振替		納付書・クレジットカード		納付期限・口座振替日
	納付額	割引額	納付額	割引額	
2年前納	408,150 円	17,010 円	409,490 円	15,670 円	4月末日
1年前納	205,720 円	4,400 円	206,390 円	3,730 円	4月末日
6カ月前納	各 103,870 円	各 1,190 円	各 104,210 円	各 850 円	4月末日・10月末日
当月納付（早割）	各 17,450 円	各 60 円			各月（当月）末日
本来納期（翌月）	17,510 円	0 円	17,510 円	0 円	各月（翌月）末日

※ 末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※ クレジットカード納付は納付書と同じ割引額となります。

※ 2年前納は、令和 7 年度及び翌年度の保険料（月額 17,920 円）をもとにした金額です。

※ この他、年度途中の間に合う月から（翌）年度末までの前納となる場合も、期間に応じて割引がつきます。



保険料免除

申請先（郵送可）
●世田谷区役所国民年金係
●世田谷年金事務所

免除・納付猶予・学生納付特例制度 をご利用ください。

第1号被保険者の方で、経済的に保険料を納付することが難しい方のための制度です。申請は原則として毎年度必要ですが、全額免除・納付猶予を次年度以降も希望するときは、継続審査を受けられる場合があります。申請免除・納付猶予・学生納付特例は申請時点の2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで申請できます。

申請免除

各年度7月～翌6月

本人、配偶者、世帯主の申請年度の前年中の所得が各基準以下のとき、保険料が全額または一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります）されます。税法上の障害者、寡婦、ひとり親（令和3年度分から）の場合は基準額が異なります。詳しくはお問い合わせください。なお、特別障害給付金を受けている方（給付金の受給者証コピーを添付）、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方（その事実を確認できる公的機関の証明書のコピーを添付）は、前年中の所得に関係なく申請により免除されます。**（失業等による特例制度あり。詳細は下記を参照）**

納付猶予

各年度7月～翌6月

50歳未満の方（学生を除く）で、本人と配偶者の申請年度の前年中の所得が基準以下のとき、納付が猶予されます。〈失業等による特例制度あり。詳細は下記を参照〉

学生納付特例

各年度4月～翌3月

大学、専門学校（高等学校・通信制など含む、在学期間1年以上）等の学生で、本人の申請年度の前年中の所得が基準以下のとき、納付が猶予されます。学生証のコピーまたは在学証明書の原本の添付が必要です（海外の大学の学生等、対象外となる場合あり）。**（失業等による特例制度あり。詳細は下記を参照）**

産前産後期間の免除

出産（予定）日（妊娠85日以上の子の死産、流産を含む）が平成31年2月1日以降の方は、届け出ることにより、平成31年4月以降の期間において、4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の保険料が全額免除されます。**届出期限はありません。**母子健康手帳等のコピーの添付が必要です。産前産後免除期間は保険料納付済期間に算入されます。

法定免除

生活保護法による生活扶助や障害年金の1、2級を受けている方は、届け出ることにより、その状態が続く間保険料が全額免除されます。**届出期限はありません。**申出により保険料を納付することができます。

失業・被災等による特例制度

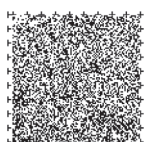
失業された方は特例制度を使って免除や納付猶予等を受けられる場合があります。特例を受けるためには雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証などの添付が必要です。廃業や被災による特例制度もあります。詳しくはお問い合わせください。新型コロナウイルス感染症の影響による特例制度は、免除期間令和4年度分で終了しました。

免除・納付猶予・学生納付特例等の承認を受けた期間の取り扱い

老齢基礎年金の受給資格期間（P.6）や、障害基礎年金等の納付要件（P.8）上の納付済期間に算入されます。ただし、一部免除が承認された期間については、減額後の保険料を納付しない場合は**未納期間となり、上記の受給資格期間・納付済期間には算入されず、老齢基礎年金の額にも反映されません。**

追納制度（受付先：世田谷年金事務所）

保険料の免除等を受けた期間について、**10年以内**であれば遡って保険料を納付することができる追納制度があります。納付保険料は当時の金額です。ただし、免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。また、すでに老齢基礎年金を受給することができる方は追納できません。**追納制度のお問い合わせ先は、世田谷年金事務所です。**



<表1>

免除の種類	免除期間の 保険料月額	老齢基礎年金額計算への反映月数	
		平成 21 年 4 月以降分	平成 21 年 3 月以前分
全額免除	0 円	全額免除月数 × 1 / 2	全額免除月数 × 1 / 3
一部 免除	4 分の 3 免除	左記保険料の納付済月数 × 5 / 8	左記保険料の納付済月数 × 1 / 2
	半 額 免 除	左記保険料の納付済月数 × 3 / 4	左記保険料の納付済月数 × 2 / 3
	4 分の 1 免除	左記保険料の納付済月数 × 7 / 8	左記保険料の納付済月数 × 5 / 6
納付猶予	0 円	なし	
学生納付特例	0 円	なし	

●社会保険料控除について

毎年 1 月から 12 月に納付した保険料は、確定申告等の社会保険料控除の対象になります。日本年金機構から送られる**社会保険料控除証明書**や**領収書**の添付が必要です。

お問い合わせ **ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004** 050 で始まる電話でおかけになる場合は 03-6630-2525

●源泉徴収票について

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方に、前年の 2 月支払い分から 12 月支払い分まで（1 月に支払いがあった方は 1 月支払い分まで）の金額を記載した源泉徴収票が、毎年 1 月頃に日本年金機構から送付されます。

お問い合わせ **ねんきんダイヤル 0570-05-1165** 050 で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165

※課税対象ではない障害年金、遺族年金および年金生活者支援給付金については、源泉徴収票は送付されません。

●国民年金基金

国民年金第 1 号被保険者の方および 65 歳未満の任意加入被保険者の方が対象です。老齢基礎年金の上乗せの年金です。**国民年金の付加保険料と重複して納付はできません。**詳細は直接お問い合わせください。社会保険料控除の対象にもなります。

全国国民年金基金（首都圏支部） 令和 4 年 5 月 1 日から
〒107-0052 港区赤坂 8-1-22 NMF 青山一丁目ビル 6 階
フリーダイヤル 0120-65-4192
<https://www.zenkoku-kikin.or.jp>

●iDeCo

iDeCo とは、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に給付を受けられる私的年金制度の一つです。

詳しくは国民年金基金連合会の「iDeCo 公式サイト」をご覧ください。

お問い合わせ

イデコダイヤル 0570-086-105

050 で始まる電話でおかけになる場合は
03-6731-9898

●外国との社会保障協定

年金の二重加入防止や加入期間の通算などについて各国と二国間協定を結んでいます。（問い合わせ先：年金事務所）

二国間協定国⇒ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア
※イギリス、韓国、中国、イタリアについては年金期間を通算することはできません。

●外国人の脱退一時金

国民年金の保険料を 6 か月以上納付した短期在留外国人が何の年金も受けずに出国（国外転出の手続き）したときに支給されます。（請求は日本に住所を有しなくなった日から 2 年以内）

お問い合わせ

ねんきんダイヤル

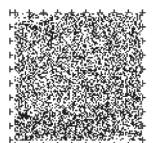
TEL 0570-05-1165（国内から）

TEL+81-3-6700-1165（国外から）



●離婚時の厚生年金等の分割制度

婚姻していた時のご夫婦両方の厚生年金加入期間や国民年金の第 3 号期間にかかる厚生年金についての分割制度です。相談・情報提供は年金事務所です。分割の手続きは、離婚後 2 年以内です。共済組合のみ加入の方についても同様ですので、各共済組合にご相談ください。



老 齢 基 礎 年 金

65 歳から生涯にわたり受けられる年金

国民年金は、原則として20歳から60歳になるまでの**40年間（480月）**加入しなければなりません。また、老齢基礎年金を受けるためには、受給資格期間（下記参照）を満たしている必要があります。40年間（480月）納付した場合の年金額（満額）は、令和7年度は831,700円（月額69,308円）です（昭和31年4月1日以前に生まれた方は829,300円（月額69,108円））。

原則として65歳到達月の翌月分から偶数月の15日に2か月分ずつ支給されます。

◆受給資格期間（次の期間の合計）は、**10年（120月）以上**です

- 国民年金の保険料を納めた期間
- 厚生年金・共済組合加入期間
- 第3号被保険者期間
- 保険料を免除された期間（P. 4・5参照）
- 納付猶予期間
- 学生納付特例期間
- カラ期間（合算対象期間）

年金額には
反映されません

《カラ期間（合算対象期間）とは》

受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

- ◇昭和61年3月以前、厚生年金や共済組合などの加入者の被扶養配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
 - ◇昭和36年4月以降、日本国籍を有する方で外国に住んでいて国民年金に任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満）
 - ◇平成3年3月以前、昼間部の学生で国民年金に任意加入しなかった期間
- ※カラ期間についてはこの他にもあります。詳しくはお問い合わせください。

老齢基礎年金の額はこのように計算されます。（年金額は納付した月数や免除の期間によって違います。）

保 険 料
納付済月数

+

全額免除 × $\frac{1}{2}$
月数

+

4分の3 × $\frac{5}{8}$
免除月数

+

半額免除 × $\frac{3}{4}$
月数

+

4分の1 × $\frac{7}{8}$
免除月数

$\frac{831,700円}{[829,300円]} \times \frac{\text{納付済月数}}{480月(40年)}$
（*〔 〕内は昭和31年4月1日以前に生まれた方の額です。）

●**付加年金** 付加保険料を納めていた方は老齢基礎年金に付加年金が加算されます。
《加算額》200円×付加保険料納付済月数

平成21年3月以前の免除期間の年金額の割合についてはP.5をご参照ください。

●振替加算

（大正15年4月2日～昭和41年4月1日までに生まれた方が対象）

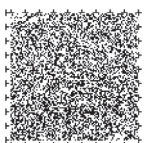
厚生年金、共済年金の加給年金額の加算対象になっている配偶者が65歳になると、配偶者の老齢基礎年金に加算されます。なお、配偶者の厚生年金等の加入期間が240月未満であること、将来にわたって年収850万円未満であることが必要です。金額は生年月日により異なります。

老齢年金「年金請求書」（事前送付用）が送られます

忘れずに請求を

65歳（厚生年金加入期間が12か月以上あり、経過措置による特別支給の老齢厚生年金対象の方はその支給開始年齢）到達の3か月前に、基礎年金番号で管理されている年金記録で受給権が確認できる方に日本年金機構から送られます。

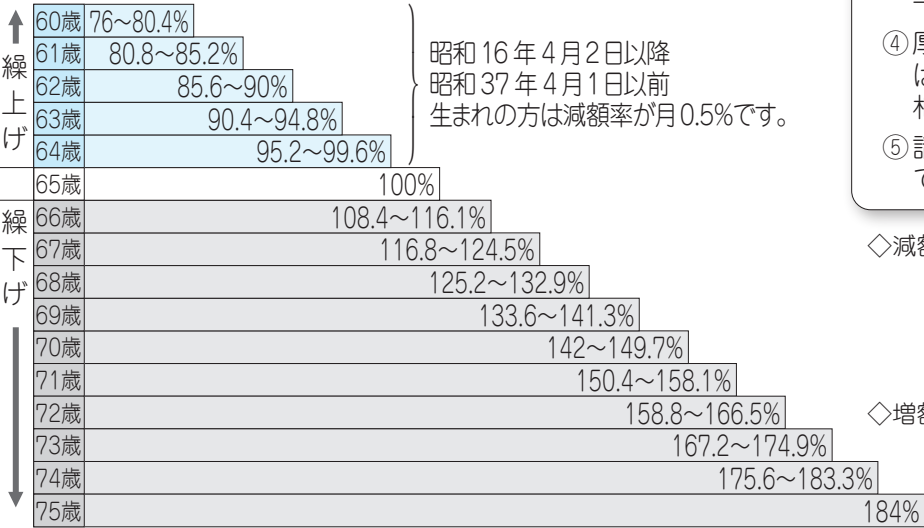
- 老齢基礎年金の受給の請求手続きは、65歳の誕生日の前日からです。
- 現在、特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金を受給中の方は、65歳の誕生月（1日生まれの方は前月）の初旬頃に日本年金機構から送られるハガキ形式の老齢給付「年金請求書」を日本年金機構本部へ提出してください。



希望により繰上げ受給、繰下げ受給ができます

- 老齢基礎年金は原則 65 歳からですが、繰上げにより 60 歳以後の希望する時期から、または繰下げにより 66 歳以後 75 歳未満（昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれの方は 70 歳未満）の希望する時期から年金を受け取ることができます。
- 繰上げ受給は減額され、繰下げ受給は増額され、支給率は生涯変わりません。
- 請求手続きをした日の翌月分から支給対象となります。

昭和16年4月2日以降に生まれた方 ◇請求する年齢と月によって支給率が変わります



昭和 16 年 4 月 2 日以降
昭和 37 年 4 月 1 日以前
生まれの方は減額率が月 0.5% です。

繰上げ請求するときの 注 意 点

- ① 請求後、障害の状態になっても障害基礎年金は請求できません。
- ② 寡婦年金を受ける権利がなくなります。
- ③ 65 歳までは遺族厚生（共済）年金と一緒に受けることはできません。
- ④ 厚生年金等加入期間があった、または今後もある場合は年金事務所に相談ください。
- ⑤ 請求後、取消したり変更することはできません。

◇減額率⇒繰上げ申請月から 65 歳誕生月の前月までの月数（月 0.4% ずつ減額）。ただし、昭和 37 年 4 月 1 日以前生まれの方の減額率は、月 0.5%（最大 30%）となります。

◇増額率⇒65 歳誕生月から請求月の前月までの月数（月 0.7% ずつ増額）

※付加年金（付加保険料を納めた方）も同じ率で減額または増額されます。

お問い合わせ・請求先

	お問い合わせ・請求先	備 考
年金見込額の試算	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 街角の年金相談センター	ご自身の国民年金や厚生年金の加入記録に基づいた年金見込額試算
老齢基礎年金	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室	国民年金第 3 号被保険者期間・カラ期間あり(P. 6 参照)・厚生年金や共済組合期間(脱退手当金受給済期間含む)等がある方
	世田谷区役所国民年金係	国民年金第 1 号被保険者(任意加入被保険者含む)期間のみの方(厚生年金や共済組合等の年金に加入したことがなく、20 歳～60 歳までのすべての期間が第 1 号被保険者の方) ※繰上げ請求する方は、事前に年金事務所で試算し受給額を確認する必要があります。

※加入していた年金の種類等によって、請求先が異なります。

※必要書類は請求者によって違いますので事前に確認してください。

※国民年金の支払いは年 6 回（2 月・4 月・6 月・8 月・10 月・12 月）、15 日に振り込まれます。
ただし、15 日が土・日曜日及び祝日の場合は前日の振込みになります。

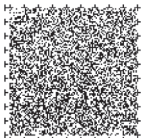
年金生活者 支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の老齢・障害・遺族基礎年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです（令和元年 10 月から制度が開始されました）。

- ・支給要件に該当しない場合は支給されません
- ・給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です

お問い合わせ・請求先

	お問い合わせ・請求先
年金生活者支援給付金	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室



もしものときは…



障害基礎年金

国民年金加入中または受給待機中（60歳以上65歳未満で国内在住中）に初診日のある病気やケガにより、障害認定日（通常は初診日から1年6か月経過した日）時点、またはそれ以降に、障害等級の1級または2級の障害の状態である場合に請求できます。ただし、初診日の前日時点で一定の納付要件を満たしていることが必要です。

障害の状態と年金額（令和7年度）

1級 1,039,625円 [1,036,625円] 他人の助けがないと生活できない状態

2級 831,700円 [829,300円] 日常生活に著しい制限を受ける状態

*[]内は昭和31年4月1日以前に生まれた方の額です。
（偶数月に前月分までの2か月分を支給）

生計を同一にしている子がいる場合、子が18歳になった年度末まで（子が左記の障害の状態にあるときは20歳到達月まで）「子の加算額」が受給できます。

子の数	加算額
1人目・2人目	1人につき 239,300円
3人目以降	1人につき 79,800円

※児童扶養手当との受給調整があります。

20歳未満に初診日のある障害者の方

20歳未満に初診日のある病気やケガにより、障害認定日（20歳になった日、または初診日から1年6か月経過した日のどちらか遅い日）時点、またはそれ以降に、1級または2級の障害の状態である場合に障害基礎年金が請求できます。納付要件はありませんが、支給にあたっては、本人の所得制限及び国内居住要件があります。

【納付要件】 初診日の前日の時点で、初診日の前々月までの納付期間が2／3以上あることが必要です。納付期間は、保険料納付済み期間と保険料免除承認期間・納付猶予承認期間・学生納付特例承認期間をあわせた期間です。また、特例により初診日が令和8年3月31日以前の場合、初診日の前日の時点で、初診日の前々月までの1年間に未納がなければ納付要件を満たすものとされています。

特別障害給付金

障害の初診日が下記の①または②の期間内にあり、期間内に任意加入していなかった日本国内在住の65歳未満の方で、重い障害の状態にある方が対象です。本人の所得制限があります。受給されると国民年金保険料の申請免除の対象となります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

障害の状態と年金額（令和7年度）

1級 月額56,850円 他人の助けがないと生活できない状態

2級 月額45,480円 日常生活に著しい制限を受ける状態
（偶数月に前月分までの2か月分を支給）

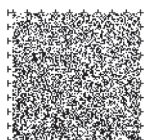
①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった昼間部の学生。

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合の加入者）等の配偶者。

詳しくは、世田谷区役所国民年金係にお問い合わせください。

お問い合わせ・請求先

	お問い合わせ・請求先	備 考
障害基礎年金	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 世田谷区役所国民年金係	初診日が国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者も含む）期間の方、又は20歳前にある方（60歳以上65歳未満の老齢基礎年金受給待機者を含む）
	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室	初診日が国民年金第3号被保険者期間中の方
障害厚生年金	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室	初診日が厚生年金加入中の方、他の年金を受給中の方
	各共済組合	初診日が共済組合加入中の方
特別障害給付金	世田谷区役所国民年金係	



遺族基礎年金

国民年金加入者または老齢基礎年金の受給資格のある方（受給者も含む）が死亡した場合に、その方と生計を同一にしていた子のある配偶者または子が、死亡月の翌月から子が18歳に到達する年度の年度末分まで（子が障害等級の1級または2級の障害の状態にあるときは20歳到達月まで）請求することにより受給できます。ただし、一定の納付要件を満たしていること、及び配偶者と子の年収が850万円未満であることが必要です。

年金額（令和7年度）

子がある配偶者が受給する場合

子の数	基本額	加算額	年金額
1人	831,700円 [829,300円]	239,300円	1,071,000円 [1,068,600円]
2人		478,600円	1,310,300円 [1,307,900円]

子のみが受給する場合

子の数	基本額	加算額	年金額
1人	831,700円	0円	831,700円
2人		239,300円	1,071,000円

*[]内は昭和31年4月1日以前に生まれた方の額です。*子3人目からは子1人につき79,800円が加算されます。

【納付要件】死亡日の前日の時点で、死亡日の前々月までの納付期間が2/3以上あることが必要です。納付期間は、保険料納付済み期間と保険料免除承認期間・納付猶予承認期間・学生納付特例承認期間をあわせた期間です。また、特例により死亡日が令和8年3月31日以前の場合、死亡日の前日の時点で、死亡日の前々月までの1年間に未納がなければ納付案件をみたすものとされています。

●未支給年金

年金受給者が死亡したとき、年金は亡くなった月分まで支給されます。未支給の年金として、以下①②の年金を、遺族（死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族）が受けられます。

- ① 年金受給者が死亡したときに、まだ受け取っていない年金
- ② 死亡した日より後に振込みされた年金のうち、死亡した月分までの年金

第1号被保険者への独自給付

●死亡一時金

第1号被保険者期間（任意加入被保険者期間を含む）で保険料を3年（36月）以上納めた方が、**老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡**したとき、遺族（死亡当時生計を同一にしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）に支給されます。ただし、遺族基礎年金や寡婦年金を請求したときは支給されません。

保険料を納めた月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上480月	320,000円

- ◎免除の一部納付済の月数は、それぞれの割合で計算します。
- ◎付加保険料を36月以上納めているときは、8,500円が加算されます。
- ◎死亡一時金請求の時効は死亡の翌日から2年です。

●寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納めた期間と免除された期間が10年以上（平成29年7月以前は25年以上）ある夫が、**老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡**したとき、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。（年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3）ただし、夫に生計を維持されていた妻の年収が850万円未満であることが必要です。

お問い合わせ・請求先

	お問い合わせ・請求先	備 考
遺族基礎年金	世田谷区役所国民年金係	第1号被保険者期間中に死亡し、遺族基礎年金のみに該当するとき
遺族厚生年金	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 各共済組合	上記「遺族基礎年金」以外のとき
死亡一時金	世田谷区役所国民年金係※	※請求者の住民登録がある市区町村役場に提出してください
寡婦年金	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室	
未支給年金	世田谷区役所国民年金係	障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給中の方が死亡したとき
	世田谷年金事務所三軒茶屋相談室	上記以外の年金を受給中の方が死亡したとき

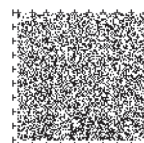
年金の時効について

年金を受ける権利（基本権）は、権利が発生してから5年を経過したときは、時効によって消滅します。ただし、やむをえない事情により、時効完成前に請求をすることができなかった場合は、その理由を書面で申し立てていただくことにより、基本権を時効消滅させない取扱いを行っています。

※死亡一時金、脱退一時金の時効は2年です。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/kyotsu/shikyu/20140421-01.html>



区役所・年金事務所以外の相談窓口等

街角の 年金相談センター

予約相談を
実施しています

名 称	住 所	電話番号
大 森	大田区山王 2-8-26 東辰ビル 5 階	03-3771-6621
国分寺	国分寺市南町 2-1-31 青木ビル 2 階	042-359-8451
新 宿	新宿区西新宿 1-7-1 松岡セントラルビル 8 階	03-3343-5171
立 川	立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル 6 階	042-521-1652
町 田	町田市巾着町 1-2-4 日新町田ビル 5 階	042-720-2101

受付時間 月曜日（休日明けの初日） 8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00
（土・日・祝日・12月29日～1月3日除く）

電話での相談は
お受けしていません

◇相談には、基礎年金番号が確認できるもの、運転免許証など本人確認できるものを持参してください。（代理人の場合、委任状および代理人の方を確認できるものを持参してください。）

ねんきんダイヤル

《年金制度や手続きに関する相談》 TEL 0570-05-1165
※050から始まる電話でおかけになる場合は TEL 03-6700-1165

受付時間 月曜日（休日明けの初日） 8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00
（土・日・祝日・12月29日～1月3日除く）



《年金事務所等での相談の予約受付》 TEL 0570-05-4890
※050から始まる電話でおかけになる場合は TEL 03-6631-7521

ねんきん加入者 ダイヤル

一般的な年金の加入に関するお問い合わせ

《国民年金加入者向け》 TEL 0570-003-004

※050から始まる電話でおかけになる場合は TEL 03-6630-2525
受付時間 月～金曜日 8:30～19:00
第2土曜日 9:30～16:00（土・日・祝日・12月29日～1月3日除く）

ねんきんネット

年金記録や年金見込額等をパソコンやスマートフォンから確認できます。
マイナポータルと連携するとさらに便利になります。右記二次元コード参照

《利用登録》

日本年金機構のホームページから利用登録できます。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

お問い合わせ TEL 0570-058-555

※050から始まる電話でおかけになる場合は TEL 03-6700-1144



日本年金機構ホームページ
（ねんきんネットに関するパンフレット）

●「ねんきん定期便」が毎年誕生月に送られます

「ねんきん定期便」には、国民年金と厚生年金期間（共済組合期間除く）の加入記録、納付状況や年金の見込額などが記載されています。

- ◇ 35歳、45歳、59歳の被保険者……………すべての期間の加入記録など
- ◇ その他の年齢の被保険者……………直近1年間の加入記録など

お問い合わせは専用電話または年金事務所です。

ねんきん定期便専用電話 0570-058-555

050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

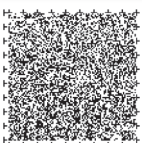


●公的年金担保融資（令和4年3月末で新規申込は、受付終了しました）

お問合せ 独立行政法人福祉医療機構 年金担保管理課

TEL 03-3438-0224

<https://www.wam.go.jp/hp/>



★マイナポータルから国民年金の手続きができます★

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから国民年金の下記の手続きが電子申請できます。

- ◎ 第1号被保険者加入の届出
- ◎ 付加保険料の納付申出・辞退
- ◎ 保険料免除・納付猶予の申請、学生納付特例の申請
産前産後期間の免除申請
- ◎ 口座振替納付の申出・辞退



日本年金機構 ホームページ
「個人の方の電子申請（国民年金）」

手続き可能な内容など、詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。（右記二次元コードよりアクセスできます）

※マイナポータルから電子申請できる手続きは今後順次追加される予定です。

●マイナンバーカードをお持ちでない場合等、郵送での手続きも可能です。

対象の手続き／第1号被保険者加入の届出、基礎年金番号通知書再交付申請、免除に関する手続き（P4参照）
送付先／世田谷区役所 国保・年金課 国民年金係（P1参照）

※必要書類等、詳細は区のホームページをご覧ください。

窓 口 案 内

- 国民年金係→表紙をご覧ください ●世田谷年金事務所→表紙をご覧ください
- 総合支所くみん窓口・出張所

免除申請、高齢任意加入、受給に関することは総合支所くみん窓口・出張所では受付していません。

・世田谷総合支所くみん窓口

世田谷区世田谷4丁目21番27号
東急世田谷線「松陰神社前駅」または
「世田谷駅」徒歩5分

・北沢総合支所くみん窓口

世田谷区北沢2丁目8番18号
北沢タウンホール内
小田急線「下北沢駅」東口・井の頭線
「下北沢駅」中央口徒歩5分

・玉川総合支所くみん窓口

世田谷区等々力3丁目4番1号
大井町線「等々力駅」すぐ

・砧総合支所くみん窓口

世田谷区成城6丁目2番1号
小田急線「成城学園前駅」北口徒歩3分

・烏山総合支所くみん窓口

世田谷区南烏山6丁目22番14号
京王線「千歳烏山駅」徒歩5分

・太子堂出張所

世田谷区太子堂2丁目17番1号
田園都市線「三軒茶屋駅」北口Aから徒歩4分
世田谷線「三軒茶屋駅」徒歩4分

・経堂出張所

世田谷区宮坂1丁目44番29号
小田急線「経堂駅」徒歩8分

・用賀出張所

世田谷区用賀2丁目29番22号
田園都市線「用賀駅」東口徒歩5分

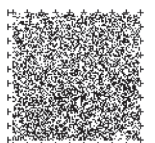
・二子玉川出張所

世田谷区玉川4丁目4番5号
大井町線、田園都市線「二子玉川駅」徒歩6分

・烏山出張所

世田谷区南烏山6丁目2番19号
烏山区民センター1階
京王線「千歳烏山駅」徒歩2分

※まちづくりセンターでは年金の届出は受付していません。



こんなときはお届けを忘れずに

世田谷区ホームページ
「国民年金の届出と必要書類」



第1号 / 任意加入被保険者への加入・各種変更

届出先の窓口案内についてはP.11をご覧ください。

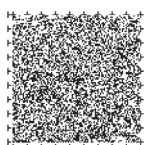
こんなとき		必要書類 等	届出先
会社を退職したとき		厚生年金の喪失日がわかる書類 (退職証明書 / 離職票 / 社会保険資格喪失証明書 等)	国民年金係 総合支所くみん窓口 出張所 世田谷年金事務所
配偶者の扶養から外れたとき		配偶者の扶養から外れた日付の確認できる書類 (社会保険資格喪失証明書 等)	
20 歳になったとき		届出は原則不要 20 歳になってから約2週間経過しても基礎年金番号通知書や納付書が届かない場合は届出が必要 ※『免除・納付猶予・学生納付特例』は別途、国民年金係または年金事務所に申請が必要です	
国外から転入したとき (厚生年金に加入している方やその被扶養配偶者を除く)			
付加保険料納付の申出 / 辞退をするとき			世田谷年金事務所
国外任意加入を申し込むとき 辞退するとき		【協力者がいる場合】協力者の連絡先 ※辞退時は不要 【協力者がいない場合】年金事務所にお問い合わせください	
高齢任意加入	申し込むとき (P. 2 参照)	保険料の口座振替を行う預金口座の番号がわかるもの (預金通帳 / キャッシュカード 等) 保険料の口座振替を行う預金口座の届出印	国民年金係 世田谷年金事務所
	辞退するとき		国民年金係 総合支所くみん窓口 出張所 世田谷年金事務所

基礎年金番号通知書の再交付 令和4年4月から年金手帳の交付は廃止され、基礎年金番号通知書に代わりました。お手持ちの年金手帳は引き続き利用できます。

申請する方	必要書類 等	届出先
第1号被保険者 任意加入被保険者	申請の約1か月後に日本年金機構から郵送します お急ぎの場合は年金事務所にご相談ください	・本人確認資料 ※1 ・マイナンバーが確認できるもの ※2 (国外転入時等、不所持の場合は不要) ・委任状(代理人の場合)
第2号被保険者		勤務先
第3号被保険者	必要書類については届出先の窓口まで直接お問い合わせください	配偶者の勤務先を 管轄する年金事務所

年金を受給している方の各種変更

こんなとき	必要書類 等	届出先
住所変更	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は原則届出が不要です (住民票と違う場所にお住まいの方等は届出が必要です)	世田谷年金事務所 三軒 茶屋相談室
氏名変更	氏名変更届および、新しい年金証書への交換手続きが必要です ただし、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は原則氏名変更届は不要です	
年金受取口座の変更	『年金受給者受取機関変更届』(氏名変更の場合も同様です)	
年金証書の再交付	本人確認資料 ※1	
亡くなったとき	加入・受給していた年金の種類などによって届出先と必要書類が異なります 詳細は直接お問い合わせください	世田谷年金事務所 三軒 茶屋相談室 (受給していた年金が、障害 基礎 / 遺族基礎 / 寡婦年 金のみ、国民年金係で受付 可の場合あり)



- ※1 来庁者の本人確認ができる、官公署発行の写真入り証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)をご持参ください。写真入り証明書がない場合は、お問い合わせください。
- ※2 マイナンバーカードまたは通知カード(通知カードは氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。)、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書をご持参ください。

編集・発行 世田谷区 国保・年金課 国民年金係 (令和7年4月)